

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年5月25日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 青森県西北農林水産事務所鱒ヶ沢水産事務所
- (2) 住所 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町246-3

2 水路測量を実施する区域及び期間

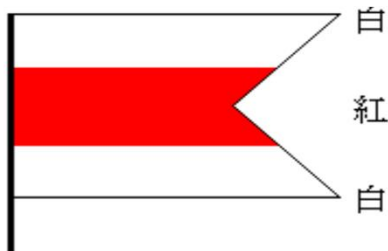
- (1) 区域 青森県北津軽郡中泊町大字小泊地先（付図のとおり）
- (2) 期間 令和8年6月15日から
令和8年7月31日（内2日間）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚





[着定基質設置場所]

位置：青森県北津軽郡中泊町
 大字小泊字小泊 地先
 緯度：41° 09' 17.9999"
 経度：140° 15' 59.9996"
 範囲：φ100.0m
 個数：N= 3基

